# 退職所得の課税方式

#### 〇他の所得と区分して次により分離課税

・ (収入金額-退職所得控除額)×1/2 (注)=退職所得の金額

勤続年数20年まで 1年につき40万円

勤続年数20年超 1年につき70万円

(注) 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税を適用しない。(平成24年度税制改正)

・退職所得の金額×税 率=所得税額

課税所得金額	税 率				
- 195万円以下	5%				
330万円以下	10%				
695万円以下	20%				
900万円以下	23%				
1,800万円以下	33%				
4,000万円以下	40%				
4,000万円超	45%				

(例)勤続年数30年の場合

(備考) このほか、個人住民税が一律10%課される。

退職一時金 2,000万円 退職所得 金額 退職所得控除額 1,500万円 250万円 「40万円×20年 + 70万円×(30年-20年)] 所得税額 15.3万円 500万円×1/2

(注)確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度等に基づき支払われる退職一時金等は、退職手当等とみなし、 退職所得として課税することとされている。

## 勤続年数別の退職一時金の状況

#### 学歴・勤続年数階級別退職一時金の支給状況

			平成20年			平成25年				平成30年				
勤	学歴等 勤続年数階級		▎▝▞Æ▜▋▓▘▋▜		従業員 000人以上		企業規模計		従業員 1000人以上		企業規模計		従業員 1000人以上	
			月 収 換 算	退 職 金 額		退 職金額		退 職金額		退 職金額				
		万円	月分	万円	月分	万円	月分	万円	月分	万円	月分	万円	月分	
찿	計	1,676	36.6	2,489	52.4	1,369	28.2	1,764	33.1	1,678	33.7	1,781	32.3	
学 ((管	20~24年	743	15.2	975	26.9	661	15.0	854	16.4	1,058	21.7	1,457	24.1	
理·事	25~29	898	22.8	1,274	33.9	756	15.9	801	16.4	1,106	21.6	927	16.2	
大卒 ((管理・事務・技術職)	30~34	1,360	32.5	1,652	34.2	1,457	28.7	1,610	32.0	1,658	32.9	1,773	29.6	
職   	35年以上	2,144	44.9	2,665	55.1	1,567	32.0	1,877	34.7	1,897	38.5	2,146	40.8	
高卒	計	1,566	41.9	2,715	68.3	1,091	29.0	1,645	37.8	1,163	31.1	1,502	33.6	
卒 ((管	20~24年	426	13.4	441	14.0	432	15.7	375	12.8	462	15.0	493	12.9	
((管理·事務·技術職)	25~29	646	20.4	1,007	26.1	515	16.3	621	20.0	618	18.2	705	16.1	
	30~34	816	24.5	1,590	39.7	725	20.6	1,035	26.3	850	24.6	1,044	23.6	
	35年以上	2,122	52.4	2,789	70.1	1,470	35.1	1,798	39.9	1,497	37.2	1,862	40.8	

- (注) 1. 退職一時金制度のみを有する企業が対象。
  - 2. 「月収換算」とは、退職時の所定内賃金に対する退職金額の倍率をいう。
  - 3. 勤続20年以上かつ45歳以上のものである。

## 勤続年数階級別退職一時金支給額の推移(イメージ)



(注) 中央労働委員会「退職金、年金及び定時制事情調査」のモデル退職給付(退職一時 金及び年金、会社都合)。平成11年と21年は「男」のみ。令和元年は合計。数字は令 和元年。

#### 定年年齡階級別企業割合

60歳の定年制をとる企業が8割程度(大企業は9割)

(%)

	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
調査計	79.3	0.3	1.1	1.2	0.3	17.8
1000人以上	90.6	0.4	1.3	0.9	0.1	6.7
300-999人	87.2	0.4	1.4	1.5	0.1	9.4
100-299人	84.1	0.3	1.7	1.1	0.2	12.5
30-99人	76.7	0.3	0.9	1.2	0.4	20.5

## 政府税制調査会の答申(退職所得課税関連記述)

## 政府税制調査会答申「わが国税制の現状と課題」(平成12年7月)

退職金は、一般に、**長期間にわたる勤務の対価の後払い**としての性格とともに、**退職後の生活の原資**に充てられる性格を有しています。

このような退職金の性格を踏まえて、退職所得に対する課税については、一時に相当額を受給するため、他の 所得に比べて累進緩和の配慮が必要と考えられることから、退職金の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1を所得金額として、他の所得と分離して累進税率により課税されます。

(中略)

現行の退職所得課税の仕組みは、<u>勤務年数が長いほど厚く支給される退職金支給形態を反映したものとなっている</u>ことから、退職金の支給形態の変化などを踏まえると、今後も長期勤続の場合を特に優遇していくことが適当かどうか検討する必要があると考えられます。

他方、現行の退職所得課税を前提とした税引後収入が老後の生活設計に織り込まれているという実態や、企業における給与体系の変更には時間を要することを考慮する必要があるとの意見がありました。

## 政府税制調査会答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」(平成19年11月)

近年、就業構造や雇用形態が変化する中、退職金の支給に代えて在勤中の給与の引上げや退職年金の支給を行うなど、退職金等の支給形態が多様化している。また、給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることにより、税負担を回避するといった事例もある。

このような状況を踏まえれば、<u>退職金課税については、現行の勤続20年を境に1年当たりの控除額が急増する</u> 仕組みや勤務年数が短期間でも退職金に係る所得の2分の1にしか課税されないという仕組みを見直し、全体と して多様な就労選択に中立的な制度とすることが求められている。

なお、多年にわたって支給されるべきものが一時に集中して支給されるという退職金の性格に照らせば、引き続き何らかの平準化措置を講じる必要がある。また、重要な人生設計上の期待にも関わる問題となることから、所要の経過措置も含めた適切な工夫が必要である。

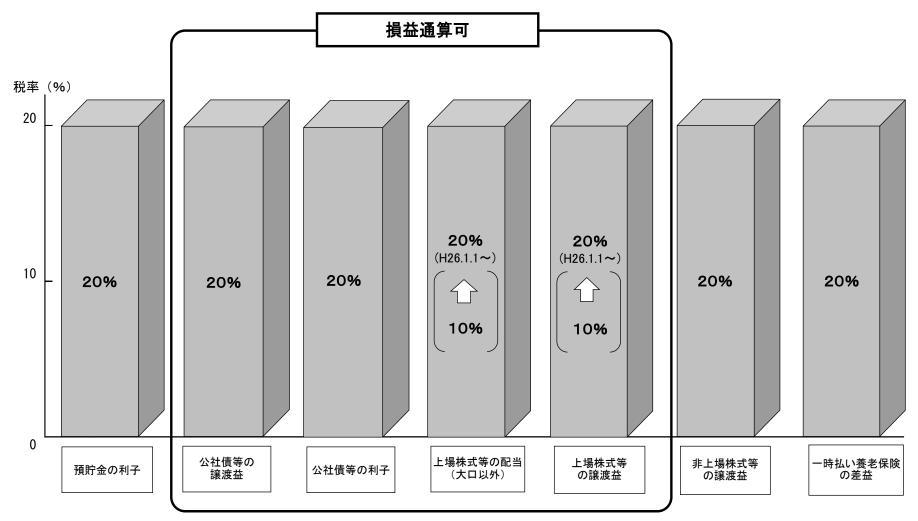
## 給付段階〈年金・退職金〉における論点

- <u>諸外国では、拠出・運用段階は一定の限度額まで非課税としつつ、給付段階においては、</u> 我が国のような年金収入に対する大きな控除はなく、基本的に課税とする例が多くなって いる。
- 我が国においても、こうした諸外国の例も参考にしつつ、働き方の違い等によって有利・不利が生じないような企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いについて検討するとともに、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担のあり方についても検討する必要がある。
- 退職給付に係る税制についても、給付が一時金払いか年金払いかによって取扱いが大きく 異なり、退職給付のあり方に対して中立的ではなく、また、勤続期間が20年を超えると一 年あたりの控除額が増加する仕組みが、転職の増加など働き方の多様化を想定していない との指摘がある。
- 退職金も含めた賃金形態の多様化や転職機会の増加などが進む中、<u>給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについても、働き方やライフコースの多様化を踏まえた丁寧な検討が必要</u>である。
- こうした課題については、<u>諸外国と我が国では雇用慣行等の経済社会環境や公的年金制度に違いがあること</u>や、<u>企業年金・個人年金等は企業の退職給付のあり方や個人の生活設計にも密接に関係すること</u>などを踏まえ、その検討を丁寧に行い、関係する税制の包括的な見直しを行っていくべきである。

# 金融所得課稅

# 金融所得課税の一体化

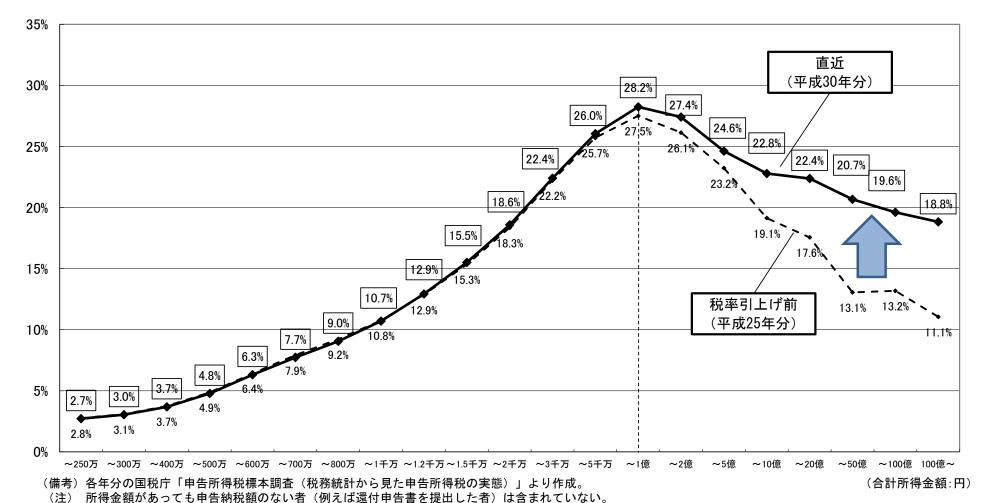
- <u>税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化</u>することが適当。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、**税率等の課税方式を** 均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。



- (注1)上記のほか、「定期積金の給付補塡金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。
- (注2)税率20%の内訳は、所得税15%、住民税5%である。

# 申告納税者の所得負担率

- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
- 〇 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%(所得税:7%、住民税:3%)の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%(所得税:15%、住民税:5%)の税率が適用されている。



また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。 また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。